

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:kyokubo@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [我妻 由香莉](mailto:yukiko@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Putri Bening Larasati¹](mailto:putri@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas¹](mailto:yuki@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Sabella Jane Tjasa¹](mailto:sabella@nishimura-asahi.com)

2023年8月8日、インドネシア政府は、保健分野におけるオムニバス法(2023年法第17号)(以下「新保健法」といいます)を正式に制定しました。同法の目的は、インドネシアの保健サービス産業を大幅に変革、強化し、その発展を加速することにより、インドネシア全土において、より高度で包括的・総合的な、アクセスしやすい保健サービスを行うことです。

新保健法は、規制の統一化を主な目的としており、従前の健康に関する2009年法第36号、病院に関する2009年法第44号、および医療行為に関する2004年法第29号を含む、11の既存の保健分野の法律および規則を改廃する、オムニバス法と位置づけられます。

本稿では、新保健法における注目すべき変更を取り上げます。

1. インドネシア人および外国人の外国資格医師によるインドネシアでの診療の容易化

新保健法は、外国資格医師がインドネシアで診療を行うための既存の能力評価要件(インドネシア保健省によるもので、管理能力評価と実践能力評価からなります)を免除しました。外国資格医師は、以下のいずれかの場合に、インドネシアで実務を行うことが認められます。

- (i) 認定医学校を卒業し、かつ以下を充足する場合
 - (a) インドネシア人医師の場合: 海外で2年以上の実務経験を有する
 - (b) 外国人医師の場合: 海外で5年以上の専門的または準専門的実務経験を有する

- (ii) 特定の高度な医療分野の専門知識を有する場合

これは、インドネシアで長期間制限されてきた、外国資格医師による実務を容易にする新保健法における最も重要な自由化の一つです。能力評価要件の緩和は、インドネシア全土の様々な専門および専門補助医療サービスのニーズに対応するために、インドネシアで十分な数の専門医および補助専門医が実務を行うことができるようにすることを目的としています。

新保健法は、2021年以降、病院・診療所事業分野の対外投資への開放に向けた政府の取り組みとも整合的です。現在、病院事業については、外国資本100%による保有が認められていますが(但し、診療所の場合、診療所の種類に応じた制限があります)、2021年以前は、すべての病院・先進診療所については、外国資本の保有が67%(外国投資家一般)または70%(ASEAN諸国の投資家の場合)までに制限されていました。

¹ 提携事務所所属

2. 医師の診療ライセンスの簡素化

新保健法は、医師の診療ライセンス(以下「SIP」といいます)および登録証明書(以下「STR」といいます)を取得するための要件を緩和しました。

すなわち、医師が SIP および STR を申請する前に、(i)該当専門機関(例えば、インドネシア医師協会)からの推薦、および(ii)指導医からの承認書を取得する必要がなくなりました。したがって、医師は STR と SIP を取得するだけでよくなりました。

STR および SIP に関連する新保健法によるその他の重要な変更点としては、医師の診療場所を最大 3 箇所に制限する規制が撤廃され、また STR が生涯有効となりました(従前は 5 年間)。

3. 遠隔医療の明文化

新保健法は、遠隔医療サービスの範囲を拡大しました。以前は医療サービス提供者間のみに限定されていましたが、医療サービス提供者が患者に直接提供するサービスも対象となりました。

この改正により、特に Covid-19 のパンデミックの間に、ソーシャル・ディスタンスを取り、身体的接触を避けざるを得なかったことから、インドネシアで広く利用された遠隔医療に法的根拠を与えることになります。同時に、インドネシアの遠隔医療サービス産業の更なる発展のために、デジタルヘルス事業への投資が活発化することが期待されます。

しかし、新保健法では、(外国投資家や外国人による)「直接的な」遠隔医療のための特定免許制度や詳細な要件は規定されておらず、今後施行規則で明記されることが期待されます。施行規則が制定されるまで、保健省は、保健省令 No. HK.01.07/Menkes/1280/2023 に従って、保健規制のサンドボックスと登録枠組みを通じて、ビジネス関係者が提案する「デジタル革新的ソリューション」をケース・バイ・ケースで判断することになります。この枠組みは、保健省が、関連する規制がない場合に、保健セクターのイノベーションと新しいビジネススキームを分析し、認識することの支援を意図しています。保健省は、既に遠隔医療応用事業を営む外資保有会社に登録を許可したと報道されています。

4. 個人情報保護に関する規制の調和

新保健法は、2022 年 10 月に導入されたインドネシアの個人情報保護法と、健康産業の個人情報保護の側面に関する規制に矛盾が生じないようにしています。これには、インドネシアの個人情報保護法に規定された、不正確なデータを削除するよう医療サービス提供者に求める権利、およびその他の患者の権利を明示的に認めることも含まれています。

匿名化された健康関連データの移転および処理を含む要件の技術的な詳細は、施行規則において明確にされることが予想されます。

病院、遠隔医療、医療機器、薬局に関連するものを含め、新保健法の制定後に制定される予定の 30 以上の施行規則が未だ制定されていません。当事務所は、これらの事項を注視し、重要な進捗がございましたら、ご連絡します。

本ニュースレターに関して何かご質問がございましたら、当事務所に電話又は電子メールでお問い合わせください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 